指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	備考
中央技術 株式会社	茨城県水戸市渡里町3082	

2. 指名停止措置期間 令和 2 年 4 月 23 日 ~ 令和 2 年 5 月 22 日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

中央技術(株)及びその元代表取締役は、令和2年3月19日、法人税法違反等により水戸地方裁判所からそれぞれ罰金刑、懲役刑(執行猶予)の判決を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第10号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から
10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか,代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され,又は禁こ以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され,市工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室 笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)